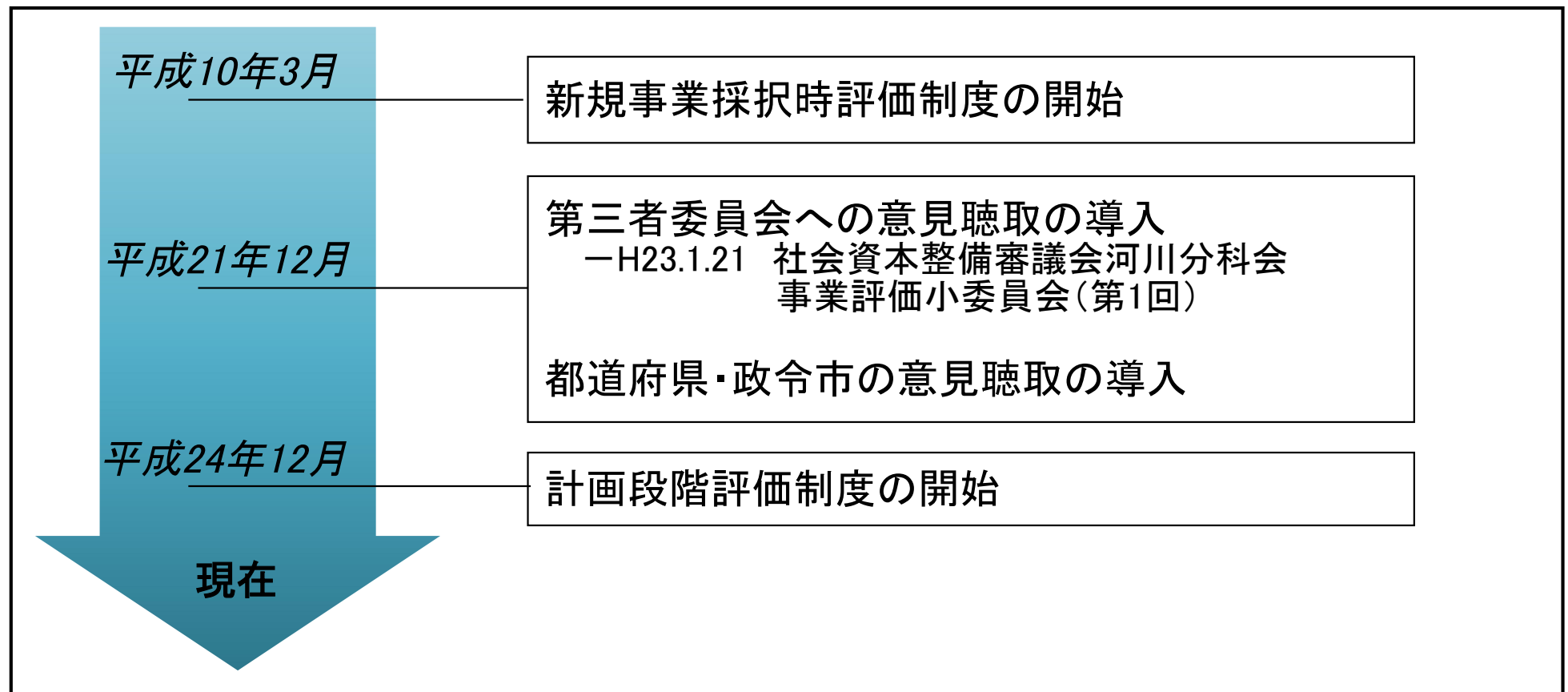


新規事業採択時評価の実施箇所について

新規事業採択時評価等に関する変遷

- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度より新規事業採択時評価を実施。
- 新規事業採択時評価は費用対効果分析を含め総合的に実施。
直轄事業においては、維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業が対象。
- 平成21年度より第三者委員会及び都道府県・政令市への意見聴取の手続きを導入



直轄事業の新規事業採択時評価のスケジュール

- 政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として、概算要求書の財務省提出時(8月末)に新規事業採択時評価の結果を公表。
- 他の事業については、原則として、3月末を目途に新規事業採択時評価の結果を公表。

	8月末頃 (概算要求書提出)	12月下旬頃	3月末頃
政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業(ダム事業)	→ 評価結果の公表	政府予算案の閣議決定 (個別箇所で予算措置を公表)	
上記以外 (実施計画で個別箇所の予算措置を公表する事業)			→ 評価結果の公表

令和8年度予算に係る新規事業採択時評価 実施箇所について

